

町内会活動のための 個人情報保護の手引



とま子ヨッポ
©2011 苫小牧市

苫小牧市・苫小牧市町内会連合会
苫小牧市民生委員児童委員協議会

平成28年12月



はじめに



「個人情報」という言葉は私たちの生活にとけ込んでいる一方で、一部で過剰反応がみられるなど、個人情報に関する不安が広がっている状況も見受けられます。

このような状況の中で、個人情報保護について正しい知識を持ち、適切な管理・利用を実践することが、住民のみなさんの不安の軽減と地域の信頼関係づくりのためにより一層重要になってきています。

この手引では、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)に触れながら、個人情報をどのように取り扱うことが求められているのかについて、できる限り具体的に示しました。

個人情報を扱うことによるプラスの面(幅広い活動の展開)とマイナスの面(権利利益を侵害するリスク)の両方を理解いただき、生き生きとした町内会活動につながるよう活用していただければ幸いです。

目 次

1	個人情報保護法について	1
2	個人情報とプライバシー情報の違い	3
3	個人情報取扱事業者が守るべきルール	4
4	個人情報の取扱いの具体例	7
5	町内会と民生委員・児童委員との連携	9
6	避難行動要支援者名簿の活用について	10
7	個人情報の取扱いに関するQ&A	11
8	個人情報についての苦情・相談窓口など	16
9	参考資料	
	(1) 町内会加入世帯カード	17
	(2) 町内会個人情報取扱要綱	18

※ この手引は、個人情報保護法の全面施行を前提として作成しています。個人情報保護法は、平成27年9月に法律が改正され、平成29年5月30日に全面施行されます。

1 個人情報保護法について

個人情報保護法とは？

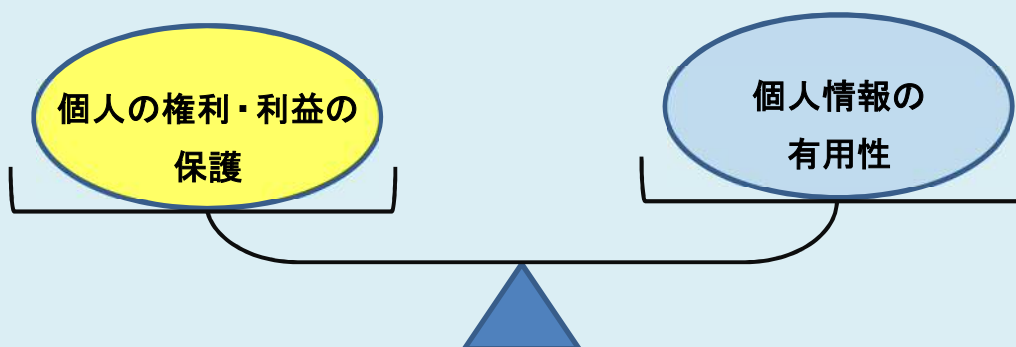
個人情報保護法は、個人の権利と利益を保護することを目的に制定され、平成17年4月1日に施行されました。「個人の権利と利益の保護」と「個人情報の有用性」とのバランスを図るための法律です。

個人情報保護法の対象は？

個人情報保護法では、営利・非営利の別は問わず、個人情報をデータベース（パソコンや紙面で目次や索引等の検索ができるように体系的に構成したもの）化して事業活動に利用しているすべての者が、個人情報取扱事業者となります。

そのため、町内会等の非営利組織であっても個人情報保護法を守らなければなりません（法改正前は、法律が適用になるのは5,000人以上の個人情報を取り扱う事業者に限られていました。）。

個人情報保護法のイメージ



個人情報を有効に利用する（有用性）と同時に、適切に保管・管理（権利・利益の保護）することが重要です。

保護が必要な情報とは？

個人情報保護法では、保護が必要な情報を「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」の3つの概念に分けています。

①個人情報

●生存する特定の個人を識別できる情報

- ・「氏名」「生年月日」「住所」等により特定の個人を識別することができるもの
- ・個人識別符号（顔認識データ、旅券番号、免許証番号等）

※例えば、「生年月日」のみでは、「特定の個人」を識別することはできないため個人情報となりませんが、「性別」「住所」などと組み合わせて、「特定の個人」が識別することができる場合には、個人情報となります。

●要配慮個人情報

- ・本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴など

②個人データ

- 「①個人情報」のうち、紙媒体、電子媒体を問わず、「特定の個人情報を検索できるように体系的にまとめたもの（個人情報データベース等）」に含まれる個人情報

例）五十音順にした行事参加者名簿など

③保有個人データ

- 「②個人データ」のうち、開示、訂正、消去等の権限を個人情報取扱事業者が有し、かつ、6か月を超えて保有するもの

例）加入者名簿、出納帳名簿など6か月を超えて保有することとなるもの

1 個人情報

名前：

住所：

年齢：

顔写真

2 個人データ

・ソフトに入力して、データベース化した場合
・紙媒体で「あいうえお」順などに整理した場合

3 保有個人データ

開示等の権限を有し、かつ、6か月を超えて保有する場合

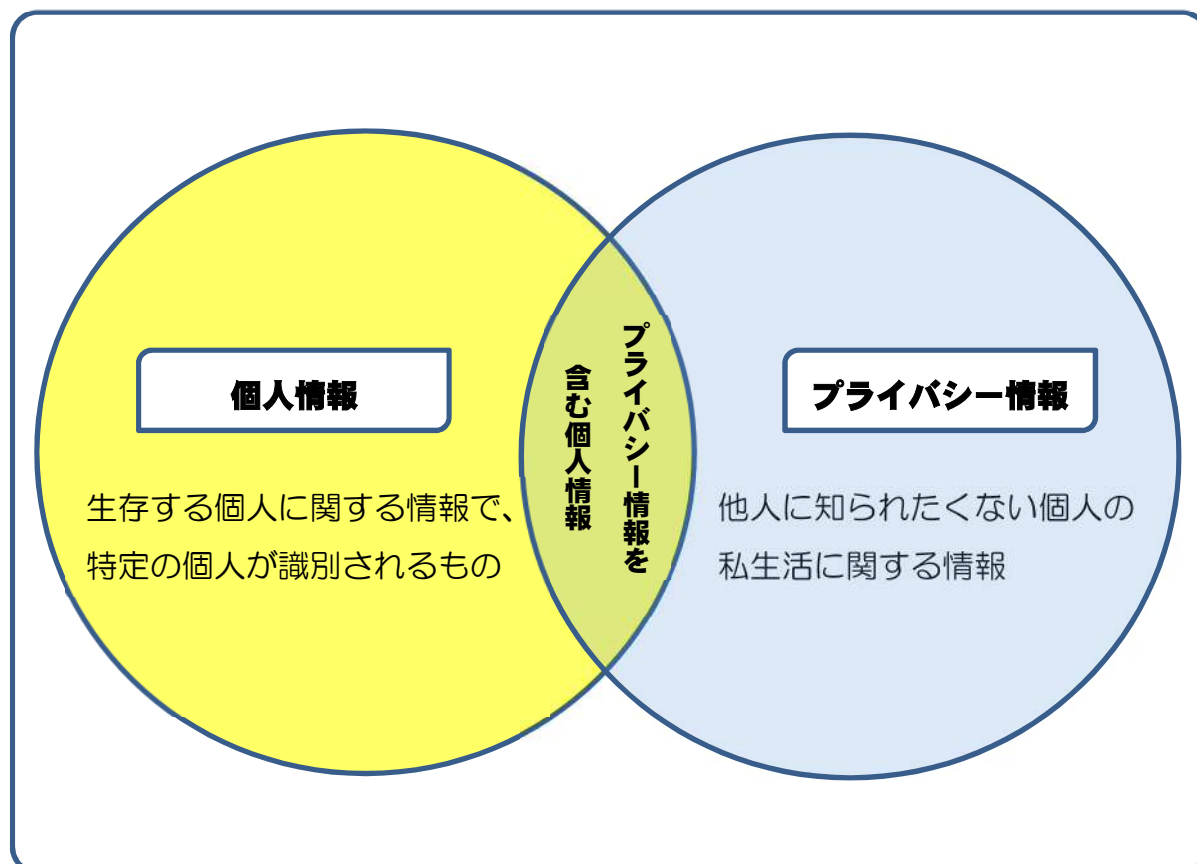
2 個人情報とプライバシー情報の違い

個人情報とプライバシー情報という言葉は、あまり区別されことなく使われていますが、実際には意味が異なります。

個人情報とは、氏名・住所・生年月日・電話番号など、特定の個人を識別できるものであるのに対し、プライバシー情報とは、一般に、他人に知られていない個人の私生活のことで、他人に知られたくない情報と考えられています。

個人情報には個人情報保護法により定義がありますが、プライバシーの範囲はそれぞれの感覚で異なってきます。個人情報は正しく管理することで有益に利用できるものですが、プライバシー情報は、その特性から、基本的に他人は知り得ないものです。そのため、町内会活動においては、不要な情報は取得しないのが大原則です。

個人とプライバシー情報の関係



3 個人情報取扱事業者が守るべきルール

個人情報取扱事業者（町内会等）が個人情報を取り扱う際に守るべきルールについてポイントを確認してみましょう。

※(第〇〇条)とは、根拠となる個人情報保護法の条文・条項を示しています。

(1)取得する際のルール

① 利用目的を特定しましょう (第15条)

個人情報を取り扱うときは、利用目的をできるだけ特定しなければなりません。

○ 〈利用目的を特定した例〉

町内会行事の開催等を町内会会員に周知するため。

× 〈利用目的を特定していない例〉

町内会活動全般に利用するため。



② 利用目的を知らせましょう (第18条)

個人情報を取得するに当たっては、次の2点のどちらかを行う必要があります。

- 取得前にあらかじめ、その利用目的を公表する。

書面によって本人から直接個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人にその利用目的を明示しなければなりません。

- 個人情報を取得した後、速やかにその利用目的を本人へ通知し、又は公表する。

〈具体例〉

- 町内会加入申込書に「提出された個人情報は町内会名簿を作成するために利用します」と記載するなど、あらかじめ利用目的を明示しておく。

③ 適正な方法で取得しましょう (第17条)

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはなりません。また、原則、あらかじめ本人同意を得ないで要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など）を取得してはなりません。

〈具体例〉

- 親の同意なく、十分な判断能力を有していない子どもから、家族の職業・収入事情などの個人情報は取得しない。

④ 利用目的の範囲内で扱きましょう (第16、18条)

本人の同意を得ずに、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはなりません。利用目的を変更する場合には、本人に通知し、又は公表しなければなりません。

(2) 保管・管理する際のルール

① 個人データ内容の正確性を保ちましょう (第19条)

利用目的の範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。また、利用する必要がなくなったときは個人データを消去するよう努めなければなりません。

<具体例>

- 名簿作成時に照合・確認を行う。



② 安全管理を徹底しましょう (第20条)

個人データの漏えいや紛失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。

<具体例>

- 町内会として個人情報を管理する責任者等の体制を明確にする。
- パソコンで個人データを管理する場合、ウイルス対策ソフトを導入する。
- 盗難を防止する（個人データを記した書類等の机上及び車内等への放置の禁止、個人データを含む媒体の施錠保管など）。
- 町内会会則に個人情報の取扱方法を追加、個人情報取扱要綱を作成する。

③ 苦情があった場合は速やかに対応しましょう (第28、29、35条)

本人から個人情報の取扱いに関する苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。また、本人からの求めに応じて、保有個人データを開示し、内容に誤りのあるときは、訂正等を行う必要があります。

④ 第三者提供の制限（第 23 条）

原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、本人以外の者（第三者）に個人データを提供してはいけません。ただし、例外的に次の場合は、本人の同意を得ずに、第三者に提供をすることができます。

1 法令に基づく場合

- 例) ● 検察等から、刑事訴訟法に基づく照会があった場合
● 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律）に関わる通告の場合

2 人の生命、身体又は財産の保護に必要がある場合

- 例) ● 大規模災害や事故等の緊急時に、本人について、その家族の連絡先を医師や看護師に提供する場合

3 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要がある場合

- 例) ● 児童虐待を防止するために、児童相談所、市、警察、学校、病院等が児童や保護者に関する情報を共有する場合

4 国・地方公共団体又はその委託を受けた者に協力する必要がある場合

- 例) ● 警察の任意の求めに応じて個人情報を提供する場合
● 統計調査に協力する場合

(3) その他

○ 罰則について（第 83、84、85 条）

- ◆ 個人情報取扱事業者が法律上の義務に違反していると疑われる場合は、国は事業者に対し、必要に応じて報告を求めたり、立入検査を行ったりできます。実態に応じて、指導・勧告・命令を行うことができます。
- ◆ 個人情報取扱事業者が、国からの命令に違反した場合には 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が、虚偽の報告をした場合等には 30 万円以下の罰金がそれぞれ科されます。
- ◆ 個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者等が、不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供し、又は登用した場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科されます。

4 個人情報の取扱いの具体例



ここでは、個人情報を適切に管理するための一つの方法として、個人情報取扱要綱や名簿の作成を例に説明していきます。

ステップ1 個人情報の取扱いの現状を整理する

ここまで手引で示したルールと照らし合わせて、町内会での個人情報の取得方法、管理方法などの現状を把握しましょう。町内会においても個人情報保護法の適用対象になること、また、会員との信頼関係の観点からも、不足する部分があればこの章の具体例を取扱いの参考にしてください。

ステップ2 取扱いのルールを定める（個人情報取扱要綱など）

会則に個人情報の取扱方法を追加する、個人情報取扱要綱を定めるなど、個人情報の管理方法を明確にしましょう。

なお、個人情報の取扱いについて会則を以下のとおり定め、町内会個人情報取扱要綱（P18～19 参照）を別に定める方法があります。総会や回覧を利用して、年に1回程度は会員へ周知するよう努めましょう。

<会則の例>

（個人情報保護の取扱い）

第●条 本会が町内会活動を推進するために必要とする、個人情報の取得、利用、提供及び管理については「個人情報取扱要綱」に定め、適正に運用するものとする。

ステップ3 町内会加入世帯カードなどを活用して情報を取得する

収集する個人情報は利用目的に必要な最低限の項目としましょう（氏名、住所、年齢、電話番号など）。また、取得する際には、あらかじめ本人に利用目的を明示し、同意を得た上で個人情報を取得（名簿を作成）しましょう。

＜ポイント1＞ 「町内会加入世帯カード」を活用する

利用目的を記載した町内会加入世帯カード（P17 参照）を活用することで、本人へ利用目的の通知を行い、利用についての同意を得ることができます。

＜ポイント2＞ 本人から同意を得られない場合は？

趣旨を説明しても同意が得られない場合は、名簿に載せないなどの対応が必要です。項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目だけを載せるなどして対応しましょう。

ステップ4 名簿（個人情報）を管理・利用する

名簿の個人情報は、取得した際に本人に通知した目的の範囲で利用しましょう。また、個人情報の管理方法などを定めておくと、会員の不安の解消につながります。

＜ポイント1＞ 原則、利用目的の範囲内で活用する

取得時に示した利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、事前に本人に同意を得る必要があります。

また、第三者に情報を提供する場合は、事前に本人の同意を得るか、特別な場合（P6「第三者提供の制限」参照）を除き、行うことはできません。

＜ポイント2＞ 管理方法を定め、実践する

- パソコン使用時はセキュリティソフトの利用やパスワード設定を行う。
- 盗難防止のため、個人データを記した書類等を机上や車内等に放置しない。
- 個人データを含む媒体を施錠できる所に保管する。
- 会員への名簿の配付時は、盗難、紛失、漏えい等を防止し、転売を禁止する。また、処分時は、細かく破り捨てるか、シュレッダーを利用するよう周知する。

＜ポイント3＞ 定期的な名簿の見直しをする

定期的に名簿の見直しを行い、正確性を保ちましょう。変更があった場合には届け出るように要綱等に定めることも1つの方法でしょう。

5 町内会と民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員で守秘義務があります

民生委員・児童委員（以下「民生委員等」といいます。）は、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」、高齢者や障がい者世帯等の見守りや安否確認など重要な役割を果たしています。

民生委員等は、特別職の地方公務員とされています。このため、個人情報取扱事業者（町内会等）が、民生委員等へ職務の遂行に必要な個人データの提供を行う場合に限り本人の同意がなくても提供可能と考えられています（第三者提供の制限の例外）（P6参照）。

民生委員等は、民生委員法による守秘義務があるため、原則、本人から同意を得なければ、保有する情報を町内会等の関係機関に提供することはできません。



民生委員・児童委員との連携の具体例

法令上、町内会と民生委員等はすべての情報を共有することはできませんが、地域の見守り活動などでの連携は非常に効果的です。

- (1) 見守り活動における役割分担等について協議する。
- (2) 緊急時の連絡体制や災害時の要支援者活動について事前に協議しておく。
- (3) 町内会や地域団体等が実施する事業の周知・参加案内をする。



6 避難行動要支援者名簿の活用について

(1) 「避難行動要支援者名簿」とは

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村は「避難行動要支援者名簿」を作成することとなりました。この名簿は、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を掲載したものです。

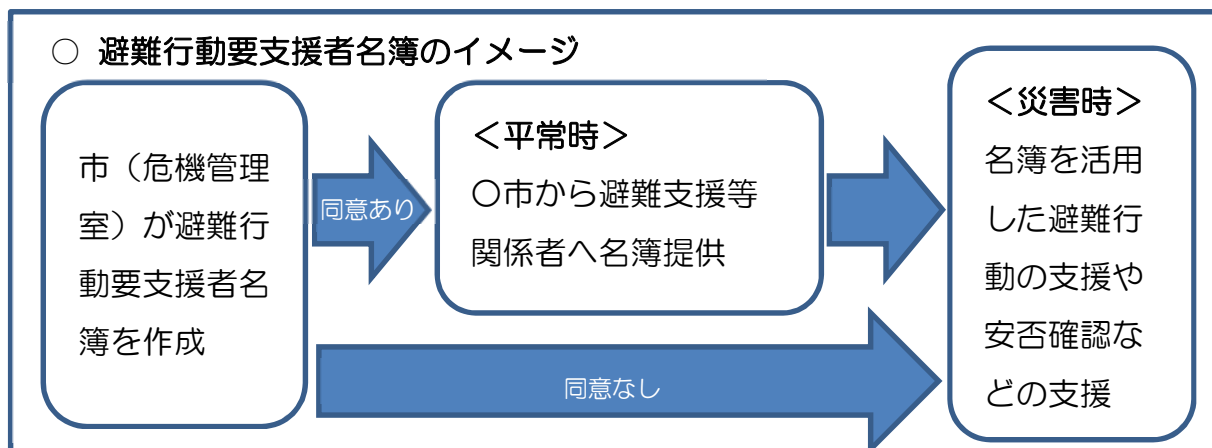
苫小牧市（以下「市」といいます。）は災害の発生に備え、原則本人の同意を得た上で、避難支援等関係者（消防、警察、自衛隊、町内会（自主防災組織）、民生委員、社会福祉協議会）に名簿情報を提供できます。また、災害発生時や災害発生のおそれがある場合には、本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者に提供することができます。なお、災害対策基本法には、名簿情報を提供する場合の配慮や秘密保持義務について規定されています。このため市では平成 28 年から、事前に同意があった方の名簿情報を避難支援等関係者（希望した関係者のみ）と協定書を交わした上で提供しています。町内会等の地域では従来から把握している要支援者情報と併せた、平常時からの支援体制づくりに活用いただくことができます。

(2) 「避難行動要支援者名簿」への登録対象者

苫小牧市では次の方を避難行動要支援者としています。



- ア 介護保険の要介護 3 以上の在宅での生活者
- イ 身体障がい者（1・2 級）や知的障がい者（療育手帳 A）
- ウ その他希望者（一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等）



7 個人情報の取扱いに関するQ&A

このQ&Aは、一般的な回答例としてまとめたものです。問題の状況や背景等に
応じて、柔軟に対応しましょう。

【個人情報の定義】

Q1 氏名のみでも「個人情報」に含まれますか？

A1 例えば「生年月日」のみでは、特定の個人を識別することはできないため、個人情報となりません。しかし氏名は、社会通念上、それだけで特定の個人を識別することができるものと考えられるため「個人情報」に含まれると考えられます。また、姓のみでも個人を識別することができる場合は、同様と考えます。

【個人情報保護法の適用】

Q2 国の行政機関や地方公共団体（都道府県、市町村等）が保有する個人情報の取扱いに関しても、個人情報保護法は適用されるのですか？

A2 国の行政機関は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、地方公共団体（都道府県、市町村等）は各地方公共団体が定める個人情報の保護に関する条例が適用されます。なお、個人情報保護法は、官民を通じた個人情報の取扱いに関する基本理念や個人情報取扱事業者の義務等の構成になっています。

【個人情報取扱事業者の定義】

Q3 どのような者が「個人情報取扱事業者」に該当しますか。また「個人情報取扱事業者」に該当する場合、届出等の手続きは必要ですか？

A3 個人情報データベース等を事業の用に利用している者が「個人情報取扱事業者」に該当します。ただし、①国の機関、②地方公共団体、③独立行政法人等、④地方独立行政法人は該当しません。また、「個人情報取扱事業者」に該当する場合であっても、届出等の手続きは必要ありません。

【町内会地図作成】

Q4	氏名入りの地図を作り、名簿に折り込んだり、町内会館に掲示したりすることに問題ないでしょうか？
A4	表札を出していない世帯や、市販の住宅地図でも氏名の記載がない家屋があることから、作成・配付（掲示）に当たっては同意をとることが望ましいです。

【行事参加案内】

Q5	行事の参加案内を班回覧するとき、参加申込書に名前を記入してもらっていますが、情報保護の観点から問題はありませんか？
A5	本人が他人に見られるのを承知で記載していると思われるので、個人情報保護法に触れることはありません。ただし、他人に知られたくないと思われるような場合は、記入ではなく担当者への電話連絡にするなど、申込み方法を工夫するとよいでしょう。

【個人情報の取得】

Q6	災害等に備えて名簿を作りたいのですが、個人情報保護法が施行されてから、情報の収集や利用に敏感になり、教えてくれない人が多くなりました。どう対処したらいいのでしょうか？
A6	個人情報保護法は「情報を出してはならない」という法律ではありません。名簿作成の目的や、町内会で決めたルールに則って適切に管理・運営していることを周知し、会員の理解を得られるようにしましょう。 災害時は、町内会と会員の両者が協力しあう立場にあることを理解してもらうことが大切です。地域の民生委員への相談も有効と思われます。

【個人情報の取得】

Q7	町内会に未加入のアパート入居者が数名います。世帯の把握のために大家さんに氏名などを聞くことはできますか？
A7	大家さんに確認することは問題ありませんが、入居者の情報を得る場合、大家さんが入居者から「町内会に情報提供してもよい」という同意を得ていなければなりません。

【個人情報の取得】

Q8 時々、認知症のような傾向が見受けられる方と、町内会活動で個人情報の取得に関する同意を交わすことは可能でしょうか？後ほど同意していないなどのトラブルにならないか心配です。

A8 このような場合は、本人が自身の個人情報を提供することの意味を理解し、本人の意志に基づいて同意する能力を有しているかが重要です。トラブルにならないためにも慎重に対応しましょう。その方に成年後見人等がいる場合には、成年後見人等からの同意が必要になります。同意を交わす能力に不安がみられ、成年後見人等がない場合は、本人のことをよく知る家族や民生委員などに相談し、場合によっては、地域包括支援センターや市役所などの協力を得ることが必要と考えます。

【個人情報の取得】

Q9 町内会世帯（家族）カードへの記入・提出をお願いする場合、性別や生年月日、また高齢者には通院先の病院名や緊急の連絡先なども聞きたいのですが、問題はありますか？

A9 それらの項目が、町内会活動に必要な情報であることを、会員にきちんと説明できるものであれば、問題になりません。ただし、「通院先の病院名」は要配慮個人情報に該当する可能性があるため、取得の際には原則本人の同意が必要となります。なお、カードには「いただいた情報は会員名簿作成に用い災害時活動に活用し、町内会で適切な管理保管をします。」という利用目的と管理方法をあらかじめ記載し、会員に通知するとよいでしょう。

【町内会名簿の提供】

Q10 班長・区長の会員名簿を毎年総会資料に添付（欠席者には配付）していますが、今からでも名簿の目的を会員に知らせたほうがよいでしょうか？

A10 個人情報取扱要綱を作成していない場合は、「会員名簿は、会費の請求・文書の回覧等のため作成し、総会等で配付します」と事前に利用目的を会員に通知しましょう。併せて、名簿利用の目的に同意が得られない場合は、名簿に載せないなどの対応や名簿の内容・配付の範囲（必要最低限に見直す等）を検討しておく必要があると思われます。名簿の欄外には、「紛失・漏えい防止、不要になった時は破棄してください」等を記載しておくことも必要です。

【町内会名簿の提供】

Q11 自主防災対策などで、町内会連合会から町内会役員名簿提供の依頼がありました。名簿を提供することは問題ありませんか？

A11 町内会連合会は地域での活動の上でその役割は大きいものです。役員が同意があれば、町内会連合会との関係性から提出に問題はありません。これまでも他の組織に提供してきた経過があれば、あらかじめ、どこに名簿を提供するか決めておくといよいでしょう。

【第三者提供の同意】

Q12 個人情報の第三者への提供に当たって、利用者本人の同意を得る場合、書面で同意を得る必要があるでしょうか？

A12 本人の同意を得る方法について、個人情報保護法では、特に定められていません。したがって、面談や電話により口頭で同意を得ることも可能ですが、その場合には、同意を得た日時やその状況などについて記録しておくことが望ましいでしょう。

また、個人情報取扱事業者として、個人データを第三者（国の機関や地方公共団体等を除く。）に提供した年月日、第三者の氏名等記録をしておかなければなりません。ただし、第三者提供の制限の例外は除きます。

【個人情報の掲載】

Q13 町内会の広報紙に名前をフルネームで掲載し、写真も載せています。町内会員以外の目に触れることは少ないと思いますが、問題はありますか？

A13 特定の個人が識別できる写真も、個人情報に該当します。取材の際に、本人から写真掲載について同意を得るとよいでしょう。集合写真等を撮る場合も事前に目的を伝えて、皆さんの同意を得ることが望ましいでしょう。状況に応じて、特定の個人が識別できないように遠方や後ろ姿を撮る等配慮して撮影することも大切です。

【個人情報の管理】

Q14 個人情報取扱要綱は作成しないといけないのですか？

A14 個人情報保護法では、個人情報取扱要綱そのものを作成して公表する義務は定められていませんが、ガイドライン（指針）では、事業活動の社会の信頼を確保するためにも個人情報取扱要綱の策定が重要であるとされています。個人情報の適切な管理をして理解をいただくためには必要であると考えます。

【個人情報の廃棄】

Q15 取得した個人情報は、いつ廃棄しなければなりませんか？

A15 個人情報取扱事業者は、保有個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければなりません。

なお、利用目的を事前に通知した上で、必要な範囲で当該個人データを保存しておくことは問題ありません。

【罰 則】

Q16 名簿を電車の中に忘れてしまい、紛失してしまいました。個人情報保護法上の罰則は科されますか？

A16 個人情報を漏えいした場合であっても、直ちに、個人情報取扱事業者やその従業員に罰則が科されることはありませんが、民法上、情報を管理していた者が「管理に過失」がある場合、被害者に対して損害賠償責任を負う可能性があります。

また、個人情報の取扱いに関する業務の従事者等が、個人情報を不正に持ち出し、第三者に提供して利益を得る行為は、個人情報データベース等不正提供罪（第83条）に該当します。



8 個人情報についての苦情・相談窓口など

個人情報保護法等に関する苦情・相談窓口は、下記のとおりです。

苦情・相談（質問）窓口

○苫小牧市消費者センター

苫小牧市若草町3丁目3番8号 市民活動センター内3階

TEL 0144-33-6510

FAX 0144-33-8200

○個人情報保護委員会

内閣府に設置された個人情報保護法を所管する行政機関です。

<個人情報保護法質問ダイヤル>

個人情報保護法等の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問を受け付けています。

TEL 03-6457-9849

※受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30~17:30

この「手引」に関する問い合わせ

○苫小牧市市民生活部市民生活課（町内会活動に関すること。）

苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL 0144-32-6303（直通）

FAX 0144-32-4322

○苫小牧市福祉部総合福祉課（福祉活動に関すること。）

※住所は上記のとおり

TEL 0144-32-6345（直通）

FAX 0144-32-6098

〇〇町内会加入世帯カード



提出日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

このカードの内容は、〇〇町内会個人情報取扱要綱(以下「取扱要綱」といいます。)に基づき、町内会名簿及び地図作成、会費の請求、文書の回覧、介護・災害時要援護者への支援、総会で議決された事業等に利用し、町内会が適正に管理します。

また、取扱要綱に定められた場合を除き、本人の同意を得ずに第三者への情報提供は行いません。

【〇〇町町内会会長 〇〇 〇〇】

【世帯主】

氏名	性別	生年月日	住所
	男 ・ 女	明・大・昭・平 年 月 日	苫小牧市 ☎
介護・災害時に支援が必要な状況(有・無)	有 (理由) ・ 無		

【同居の家族の方】

氏名	続柄	性別	生年月日	介護・災害時に支援が必要な状況(有・無)
		男 ・ 女	明・大・昭・平 年 月 日	有 (理由) ・ 無
		男 ・ 女	明・大・昭・平 年 月 日	有 (理由) ・ 無
		男 ・ 女	明・大・昭・平 年 月 日	有 (理由) ・ 無
		男 ・ 女	明・大・昭・平 年 月 日	有 (理由) ・ 無

【緊急連絡先】

氏名	続柄	住所	電話番号

【その他連絡事項】

--

〇〇町内会 個人情報取扱要綱

(目的)

第1条 本会は、この要綱により保有する個人情報の取扱いに関する事項を定め、会員の権利及び利益を保護するとともに、本会の円滑な事業運営に資することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めなければならない。

(周知)

第3条 本会は、個人情報の取扱いに関する事項等について、回覧等により会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会の保有する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む。）、生年月日、性別、住所、電話番号、介護・災害時の要支援状況、緊急連絡先その他町内会活動において必要とされるもので、原則、会員の同意を得たものとする。
2 本会の個人情報の取得は、町内会加入世帯カードや町内会行事等の参加申込書などで行う。

(個人情報の訂正等)

第5条 本会は、会員から前条に基づき提供された内容について、開示や訂正等の申出があった場合は、個人情報を確認し、適切に対応する。

(利用)

第6条 本会で保有している個人情報は、会員名簿（行事等の参加者名簿を含む。）及び地図の作成、会費の請求、文書の回覧、介護・災害時要援護者への支援、総会で議決された事業等に利用するものとする。
2 前項の利用目的以外に個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(管理)

第7条 本会で保有している個人情報、会長又は会長が指定する役員が適正に保管・管理する。

2 本会で配付した会員名簿は、個々の会員が、紛失・漏えいを防止し、不要になった名簿を破棄する等して適正に管理する。会員に配付している名簿の変更については、訂正や削除等の連絡をすることでこれに替えることができる。

3 本会で保有している不要となった個人情報は、会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(外部に対する提供)

第8条 本会で保有している個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合と認める場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(苫小牧市から提供される名簿の取扱い)

第9条 本会に苫小牧市から提供されている「高齢者支援事業に係る名簿」「避難行動要支援者名簿」の取扱いについては、「個人情報提供依頼書」「避難行動要支援者支援活動に係る個人情報の取扱いに関する協定書」の内容を遵守する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から実施する。

※ 個人情報取扱要綱は、各町内会の活動内容や実情に応じて協議し、作成してください。



「町内会活動のための個人情報保護の手引」

平成24年 4月 初 版

平成28年12月 改訂版